

ボイラー・第一種圧力容器の検査申請先について

機械	検査種別	概要	申請・相談先
ボイラー	構造検査	ボイラーを製造したとき(則※5条・5条の2)	①労働局
	溶接検査	溶接によるボイラーを溶接するとき(則※7条)	
	使用検査	ボイラーを輸入したとき 構造検査・使用検査後1年以上設置しなかったボイラーを設置するとき 廃止したボイラーを再び設置・使用するとき(則※12条・12条の2)	
	落成検査	ボイラーを設置したとき(所轄監督署長が検査不要と認めた場合を除く。則※14条)	②監督署
	変更検査	ボイラーの主要部分に変更を加えたとき(所轄監督署長が検査不要と認めた場合を除く。則※42条)	
	使用再開検査	使用休止したボイラーの使用を再開するとき(則※46条)	
第一種圧力容器	構造検査	第一種圧力容器を製造したとき(則※51条)	③登録機関
	溶接検査	溶接による第一種圧力容器を溶接するとき(則※53条)	
	使用検査	第一種圧力容器を輸入したとき 構造検査・使用検査後1年以上設置しなかった第一種圧力容器を設置するとき 廃止した第一種圧力容器を再び設置・使用するとき(則※57条)	
	落成検査	第一種圧力容器を設置したとき(所轄監督署長が検査不要と認めた場合を除く。則※59条)	②監督署
	変更検査	第一種圧力容器の主要部分に変更を加えたとき(所轄監督署長が検査不要と認めた場合を除く。則※77条)	
	使用再開検査	使用休止した第一種圧力容器の使用を再開するとき(則※81条)	

※ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)

①労働局の連絡先

島根労働局労働基準部健康安全課

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
電話 0852-31-1157

②監督署の連絡先

松江労働基準監督署

〒690-0841
松江市向島町134-10
松江地方合同庁舎2階
電話 0852-40-2931

出雲労働基準監督署

〒693-0028
出雲市塩冶善行町13-3
出雲地方合同庁舎
電話 0853-21-1240

浜田労働基準監督署

〒697-0026
浜田市田町116-9
電話 0855-22-1840

益田労働基準監督署

〒698-0027
益田市あけぼの東町4-6
益田地方合同庁舎
電話 0856-22-2351

③製造時等検査 登録機関の連絡先

一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-8 NEXTビル3階
電話 082-221-8478

ボイラー・第一種圧力容器の 検査・届出フロー

ボイラー・一圧を製造しようとするとき

製造許可申請 ①局

主要部を溶接するボイラー・
一圧を溶接しようとするとき

溶接検査 ボイラ①局
一圧③登録

ボイラー・一圧を製造したとき

構造検査 ボイラ①局
一圧③登録

・ボイラー・一圧を輸入したとき
・構造検査、使用検査後1年以上
設置しなかったボイラー・一圧を
設置するとき
・廃止したボイラー・一圧を再び
設置・使用するとき

使用検査 ボイラ①局
一圧③登録

ボイラー・一圧を設置しようとする30日前まで

設置届 ②署

ボイラー・一圧を設置したとき(労働基準監督署長が
検査の必要がないと認めたものを除く)

落成検査・検査証交付 ②署

検査証の有効期間を更新
するとき

性能検査 性能
検査
機関

ボイラー・一圧の使用を有効
期間以降まで休止するとき

休止届 ②署

休止したボイラー・一圧の使用
を再開しようとするとき

使用再開検査 ②署

ボイラー・一圧の主要部分を
変更しようとする30日前まで

変更届 ②署

ボイラー・一圧の主要部分を変更
したとき(労働基準監督署長が検査
の必要がないと認めたものを除く)

変更検査 ②署

ボイラー・一圧の使用を廃止したとき

廃止届(検査証返還) ②署

